

議 長 認定第8号「令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計決算報告を御説明いたします。

378ページをお願いします。

令和6年度松田町寄簡易水道事業報告書から御説明いたします。先ほどと同じ作りになっておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

続きまして、379ページをお願いいたします。

このページの表は収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものですので、先ほど同様収益費用を明細書で御説明させていただきます。

382、383ページをお願いします。

収益費用明細書です。収入に当たる、款、水道事業収益です。項、営業収益、目、給水収益、節、水道使用料につきましては、水を売ったことによる収益でございます。

目、その他の営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の開始、中止や給水工事の検査、審査などの手数料でございます。

他会計負担金につきましては、一般会計からの消火栓維持管理負担金78基分でございます。

営業外収益、目、雑収益、節、他会計負担金、一般会計繰入金につきましては、建設改良にかかる企業債、元利償還金及び地方公営企業法の適用に要する経費にかかる企業債、元利償還金の一部を基準内繰入として一般会計から繰り入れたものでございます。

節、その他雑収益につきましては、加入負担金1基分でございます。

目、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等として受け取った資金を同年度分の減価償却費に対応する収益として会計処理したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

384、385ページをお願いします。

支出に当たる款、水道事業費用です。項、営業費用、目、原水浄水配水及び給水費は水をつくるための費用や施設の維持管理にかかる費用でございます。主な支出としましては、節、委託料の備考欄をお願いします。

上から2段目、水質検査・検便検査委託料は水道法に基づく定期的な水質検査を月に一度行い、国が定める水質基準に適合していることを確認するとともに、同法に基づき水道事業に従事する職員に年2回の検便検査を実施するものでございます。

緊急遮断弁点検委託料は地震震度5弱以上です。揺れを感知等したときに、配水池から流出する水を遮断し、飲料水を確保するための弁が正常な状態にあるかを点検するものでございます。

節、修繕費は構築物等の修繕料で、漏水修理や水道施設の電気設備補修等でございます。

節、動力費はポンプ場や配水池11か所の動力にかかる電気料でございます。

386、387ページをお願いします。

目、総係費につきましては、一般事務関係の費用が主なものでございます。

節、負担金について上水道事業会計は水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理等に伴う人件費相当分を上水道事業会計へ負担するもの。水道料金システムはシステム組合で共同化している料金システムにおける寄簡易水道事業分、公営企業会計システムの運用にかかる負担金でございます。

目、減価償却費。

節、有形固定資産減価償却費は建物構築物、機械、装置などの減価償却費で現金の支出はございません。

目、資産減耗費。

節、固定資産除却費につきましては、平成28年度購入分の量水器について取替法により取得額の50%までを減価償却したもので、現金の支出はございません。

388、389ページをお願いします。

項、営業外費用、目、支払利息、節、企業債利息につきまして、企業債利息26件分の償還金でございます。

390、391ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。款、資本的支出、項、目ともに建設改良費の主なものとしまして、節、報酬は水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払ったものでございます。項、目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金24件分の償還金でございます。

それでは、372ページにお戻りください。

下段の表を御覧ください。令和6年度松田町寄簡易水道事業欠損金処理計算書でございます。表の上段は資本金、未処理欠損金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額ですが、当年度は未処理欠損金が生じており、処分等を行わず、全額を繰越欠損金として処理させていただくことを御報告いたします。

なお、370ページにキャッシュフロー計算書、371ページに損益計算書、374、375ページに貸借対照表、392ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ありませんか。

(「なし」の声多数)

なしとのお声です。打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第8号につきましては、先ほど設置された企業会計決算審査特別委員会に付託の上審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第8号は企業会計決算審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。